

神奈川芸術劇場及び
日本放送協会横浜放送会館合同施設
店舗運営事業者 募集要項

令和8年1月
神奈川県文化スポーツ観光局文化課
日本放送協会横浜放送会館

1 運営事業者の募集について

神奈川県立県民ホール神奈川芸術劇場（以下「K A A T 神奈川芸術劇場」という。）及び日本放送協会横浜放送会館（以下「N H K 横浜放送局」という。）の合同施設（以下「合同施設」という。）では、来場者へのサービスの提供、賑わいの創出を図る観点から、合同施設の1階の該当部分を活用して店舗（厚生施設）を運営する事業者を募集します。

2 基本的な運営方針

店舗の運営事業者は、合同施設の特性を踏まえた適切な運営を行うことが必要です。そのため、応募者は、次の条件を満たすことを前提とした運営の提案をしてください。

- (1) 運営業態は、食堂、売店、理髪店など、合同施設職員の厚生施設となりえるもので、劇場利用者、近隣住民、観光客等も利用できる業態であること。
- (2) 劇場の雰囲気に合わせるとともに、公共施設であることを考慮し、利用しやすい価格とする。

3 施設の概要

(1) 合同施設の概要

ア 所在地

横浜市中区山下町281番地

イ 施設等の概要

敷地面積：約6,400m²

権利形態：神奈川県及び日本放送協会の共有

施設構造等：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 免震構造

地上10階地下1階

地階：駐車場

1階：アトリウム、N H K 横浜放送局

2階：K A A T 神奈川芸術劇場チケット&インフォメーション・事務室

N H K 横浜放送局

3階：K A A T 神奈川芸術劇場中スタジオ・小スタジオA
N H K 横浜放送局

4階：K A A T 神奈川芸術劇場楽屋

5階：K A A T 神奈川芸術劇場大スタジオ・楽屋

5～8階：K A A T 神奈川芸術劇場ホール

8階：K A A T 神奈川芸術劇場アトリエ（小スタジオB）

建築面積：約 4,800m²

延床面積：約24,000m²

（K A A T 神奈川芸術劇場 約12,200m²、N H K 横浜放送局 約4,900m²、共用 約6,900m²）

年間利用者数（令和6年度実績）：239,210人（K A A T 神奈川芸術劇場）

(2) K A A T 神奈川芸術劇場の概要

ア 施設の設置目的

県民の文化芸術の振興及び福祉の増進を図るために設立され、優れた舞台芸術作品（演劇、ミュージカル、ダンスなど）の鑑賞機会を県民の皆様に提供する

ため、舞台芸術専用の高機能な施設として、県が整備した施設です。

K A A T 神奈川芸術劇場は、ホール（約1,200人収容）と稽古場や小劇場などに使用できる大・中・小のスタジオを備え（大スタジオは約200人収容）、モノを「つくる」－芸術の創造、人を「つくる」－人材の育成、まちを「つくる」－賑わいの創出の「3つのつくる」という機能を持った創造型劇場として事業を展開しています。

イ 設置条例

神奈川県立県民ホール条例（昭和49年神奈川県条例第1号）

ウ 施設の管理運営

K A A T 神奈川芸術劇場の管理運営は、平成22年4月1日から公益財団法人神奈川芸術文化財団が指定管理者として行っています。また、共有部分の管理運営は、神奈川県とNHK横浜放送局で組織する管理組合が行っています。

(3) NHK横浜放送局の概要

NHK横浜放送局は、神奈川の情報や魅力を全国に発信する情報発信基地であるとともに、施設内にはテレビ及びラジオの放送設備を備え、1階のアトリウム空間に面して見学コーナーを設置し、地域との結びつきを深めています。

4 運営事業の概要

(1) 店舗の規模

1階南側本町通り面（面積：約21m²）

(2) 営業内容

人が集い、賑わいを創出できるような、合同施設にふさわしい雰囲気の店舗としてください。

次のような客層・利用状況を想定し、周辺地域に賑わいを創造しやすいような営業形態を提案してください。

- ・<観劇>を楽しみに訪れる人…観劇前の期待感や、観劇後の高揚感を持った利用
- ・<街>を楽しみに訪れる人…街歩きの途中での利用
- ・<周辺地域>に在勤・在住の人…昼休み・仕事の前後での利用
- ・<施設>の職員に…交流や新たな創造発信の源となるような利用

(3) 営業開始時期

店舗の営業の開始時期は、運営事業者決定後、調整いたします。

5 運営の条件

(1) 営業日、営業時間

店舗の営業日は、年末年始（12月28日から翌年の1月4日まで）以外とし、原則無休とします。定休日等の設定については、店舗運営企画書で提案してください。

また、営業時間については、7時から24時の間で設定し、開館時間である10時から19時頃までは連続して営業するようにしてください。また、夜間の営業に際しては、騒音等、近隣に配慮した営業をお願いします。

営業日及び営業時間については、神奈川県とNHK横浜放送局と協議の上、変更することは可能ですが、必ず利用者に対する周知徹底を図ってください。

(2) 運営内容

「2 基本的な運営方針」を踏まえ、「4 (2) 営業内容」に沿ったものとします。

(3) 使用許可条件

ア 使用許可の方法

神奈川県による「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づく行政財産の目的外使用許可及びNHK横浜放送局との賃貸借契約が必要です。

イ 使用許可期間

店舗運営に必要な工事（(4)参照）の開始日から令和9年3月31日までとし、以降、1年ごとに更新手続きが必要です。

ウ 使用料

使用料は、神奈川県の「行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例」（昭和39年神奈川県条例第79号）等に基づき算定した使用料を神奈川県分及びNHK横浜放送局分に分割し、年度ごとに一括納付していただきます。

なお、年間使用料（令和8年度）は、約649,000円程度を想定しています。

※1 テラス（面積：約10m²）も使用する場合は、別途、年間で322,000円程度負担いただきます。

※2 周辺市場と比較して、提供予定価格が廉価に設定されている場合には、使用料の減額対象となる可能性があります。

(4) 設備等の設置（工事）（資料1～5）

ア 設備等の設置（工事）について

運営に必要な調度備品類の調達は、店舗の運営事業者の費用負担となります。備品搬入・工事等のスケジュールなど詳細な調整は、別途、関係機関と行っていただきます。
なお、ガス設備の設置は出来ません。

イ 全館避難安全性能に係る設計の制約について

合同施設は、建築基準法に基づく全館避難安全性能に係る大臣認定を取得しているため、次の①・②の内容については、原則として実施できません。

①天井まで到達する間仕切壁及び建具を設置すること

②天井の高さを変更すること（区画概要書に示す有効天井高より低くすること）

(5) 経費の負担

上記(4)のほか、店舗運営に係る従業員人件費、原材料費、リネン・ユニフォーム等のクリーニング代、光熱水費、設備及び備品の維持に係る費用、清掃代、ごみ処理費、電話料金（加入権、工事費を含む）、各種保険料等の費用については、運営事業者において負担していただきます。

なお、電気・水道の使用料については、管理組合が合同施設全体で電気・水道供給運営事業者と契約を行い、店舗で使用した電気、水道使用料金については、管理組合から請求させていただきます。（店舗部分には子メーターが設置されていますので、毎月、管理組合の立会いのもとで使用量を計測し、使用料金を決定します。）

(6) 喫煙について

「公共的施設における受動喫煙防止条例」により、合同施設内は禁煙となります。喫煙につきましては、この条例に基づく対応を行っていただきます。

詳しくは、神奈川県ホームページ「かながわのたばこ対策」をご覧ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/nf5/cnt/f6955/>

6 応募資格

(1) 応募する運営業態と同様の店舗の営業・運営に携わった実績があること。

(2) 税金の滞納がないこと。

(3) 営業時間内に、従業員を指導監督できる責任者が常駐できること。

(4) グループで申請する場合は、次の事項に留意すること。

ア 複数の法人その他の団体がグループで申請する場合は、代表する法人又は団体を定めること。

イ 単独で申請した法人又は団体は、グループ申請の構成員として申請はできない。

ウ 複数のグループにおいて、同時に構成員になることはできない。

(5) 次の事項に該当する者は、応募することができません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体等

ウ 暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含む団体等

7 応募の手続き

(1) 応募書式の配布

下記の神奈川県ホームページに応募書式を掲載しますので、ダウンロードの上、入手してください。（神奈川県文化スポーツ観光局文化課においても配布しています。）

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/yi4/cnt/f500096/index.html>

(2) 現地見学会の開催

ア 開催日時

令和8年1月22日（木）13時00分から

イ 集合場所

現地（K A A T神奈川芸術劇場 店舗予定地）

ウ 参加申込

令和8年1月13日（火）から1月21日（水）までの期間で、平日の8時30分から17時15分（12時から13時は除きます。）までに電話（神奈川県文化スポーツ観光局文化課県民ホール再整備グループ 045-285-0216）にてお申し込みください。

(3) 質問事項の受付

応募に当たって質問がある場合は、次のとおり受け付けます。

ア 受付期間

令和8年1月13日（火）8時30分から令和8年1月23日（金）17時15分まで（必着）

イ 受付方法

質問項目及び質問内容を記載した質問票（任意）を郵送、FAX又はメールで受け付けます。

<郵送される場合の送付先>

〒231-8588 （所在地の記載は必要ありません。）

神奈川県文化スポーツ観光局文化課県民ホール再整備グループ あて

<FAXによる送付先>

FAX番号 045-210-8870

<メールによる送付>

神奈川県ホームページ

(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/yi4/cnt/f500096/index.html>) にある「文化スポーツ観光局文化課への問い合わせフォーム」をご利用ください。その際、表題を「店舗応募に係る質問」としてください。

※ 上記以外の方法による質問は受け付けませんので、ご注意願います。

ウ 回答方法

質問への回答は、令和8年1月30日（金）までに神奈川県のホームページにて公表します。

（4）応募書類の受付

ア 受付期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月6日（金）まで

イ 受付場所

<持参される場合の受付窓口>

大同生命横浜ビル11階 文化スポーツ観光局文化課県民ホール再整備グループ
(横浜市中区本町2丁目14番地) で受け付けます。

受付時間は、平日の8時30分から17時15分です。（12時から13時は除きます。）

<郵送される場合の送付先>

〒231-8588 （所在地の記載は必要ありません。）

神奈川県文化スポーツ観光局文化課県民ホール再整備グループあて
(受付期間の最終日必着で受け付けます。)

※ 郵送の場合、封書の表に赤字で「出店応募書」、裏に団体等又は代表する団体等の住所、氏名を必ず書いてください。

なお、書留、特定記録によらない郵便の事故等については、一切考慮しません。

（5）応募に当たっての費用負担

応募に要する費用は、応募者の負担とします。

8 応募のための書類等

（1）応募書類

（様式1） 神奈川芸術劇場及び日本放送協会横浜放送会館合同施設店舗運営事業者申込書

(様式2) 店舗運営企画書

(様式3) 営業・運営実績調書

(添付書類)

[共通]

- ・過去3年分の税務申告書の写し（税務署受付印のあるもの）
- ・過去3年分の地方税の納税証明書の写し

[法人の場合]

- ・会社の概要（書式は任意）
- ・定款の写し及び登記事項全部証明書
- ・過去3年分の財務諸表
 - ①貸借対照表
 - ②損益計算書

[個人の場合]

- ・責任者の略歴（書式は任意）
- ・住民票の写し（本人が特定できるもので、本籍や続柄の記載がないもの）
- ・過去3年分の財務諸表
 - ①貸借対照表
 - ②損益計算書（①と②は「所得税青色申告決算書」で代えることができます。）

[グループの場合]

- ・応募する法人及び個人に該当する書類
- ・グループ申請理由書（グループ申請する目的や必要性、構成員の選定経緯並びに資本出資及び取引関係等）
- ・構成団体及び役割分担等を記載した書類

(2) 応募書類の提出部数

原本とその写し1部

(3) 留意事項

ア 応募書類の変更

提出された応募書類の内容を変更することはできません。（ただし、軽微なものは可能です。）

イ 追加資料の提出

神奈川県及びNHK横浜放送局の判断により必要と判断する場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

ウ 応募書類の取扱い

応募書類は、返却しませんのでご承知おきください。

提出された応募書類については、個人に関する情報を除き公開することができます。

エ 応募の辞退

応募書類を提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

オ 虚偽の記載をした場合の取扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

※ 書類についての留意事項

作成する書類については、原則、次のとおりとしてください。

- ・白黒で作成してください。（販売品目や店内のイメージを示す写真や絵は、除き

ます。) ※カラーの場合は、4部提出してください。

- ・用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長としてください。
- ・提出書類は両面印刷としてください。
- ・複数となる書類については、通し番号(表紙から1/○とし、以降2/○、3/○とする通しページ、○には総ページ数を記入)を中心下に表記してください。

9 選定方法等

(1) 選定方法

応募書類提出後、資格審査を行います。また、応募内容について確認・照会等を行う場合があります。運営事業者の選定は、提出された応募書類により、「神奈川県立県民ホール神奈川芸術劇場及び日本放送協会横浜放送会館合同施設店舗運営事業者選定会」において審査を行い、決定します。

(2) 選定基準

- ア 合同施設にふさわしい店舗運営の考え方(コンセプト)
- イ 合同施設の来場者・施設職員が利用しやすい業態、提供品目等と価格設定及び店舗づくり
- ウ 健全な財務体質
- エ 従業員配置計画と教育
- オ 安全面及び環境への配慮

選定基準と配点

選定基準	審査基準			配点 計 100点
	審査項目	視点	求める水準	
ア 合同施設にふさわしい店舗運営の考え方(コンセプト)	店舗の名称	妥当性	合同施設内の店舗にふさわしい名称であること	5
	合同施設にふさわしい店舗運営の考え方	経営の方針、来客へのサービス	<ul style="list-style-type: none">・設置趣旨にふさわしい適切な運営方針であり、利用者の視点に立ったサービス方針が立てられていること・地域のにぎわいに特に寄与できる運営方針であり、様々な客層に対応できること	15
小計				20
イ 合同施設の来場者・施設職員が利用しやすい業態、提供品目等と価格設定及び店舗づくり	業態、提供品目等及び提供予定価格	・運営業態 ・提供品目等の内容 ・提供予定価格	<ul style="list-style-type: none">・施設職員・来場者に受け入れられやすい業態であること・施設職員・来場者に受け入れられやすい提供品目であること・提供予定価格が妥当であること・KAATやNHK横浜放送局の公演内容に対応した提供品目であること。価格が近隣の同業他者と比較して廉価に抑えられていること。	15

選定基準	審査基準			配点 計 100点
	審査項目	視点	求める水準	
イ 合同施設の来場者・施設職員が利用しやすい業態、提供品目、価格設定及び店舗づくり	施設の雰囲気 気にあつた業態・ 店舗づくり	施設の雰囲気 にあつた業態・ 店舗づくり	・施設の性格に合致した業態・店舗づくりとなっていること ・店舗内装がKAATやNHK横浜放送局の公演内容に対応できること	15
小計				30
ウ 健全な財務体质	収支計画	経営見込	収支計画が妥当であること	10
		財務状況	安定的に事業を継続できる財務体质であること	10
小計				20
エ 従業員配置計画と教育	従業員配置 計画と教育	従業員配置計 画	営業に応じた適切な従業員が配置されていること	5
		従業員教育	・責任者以外の従業員も接客マナーを習得し、適切な教育体制を有していること ・苦情に対して適切に対応できる体制であること	5
小計				10
オ 安全面及び環境への配慮	安 全 面 及 び 環 境 へ の 配 慮	事故防止	・転倒防止対策など事故を未然に防ぐ対策が立てられていること。(飲食物を扱う場合は、食中毒防止対策が立てられていることも。) ・立てられている計画が具体的であること	15
		環境への配慮	ゴミ処理、リサイクル等環境に配慮した取組を行っていること	5
小計				20

※ 資格審査通過後、当該選定会において、選定基準に従って応募書類を審査します。なお、当該選定会における審査の結果、「事故防止」が求める水準を満たしていない場合、また、合計点が60点に満たない場合には、求める水準を満たさないと判断し、失格とします。

(3)選定結果

選定結果については、令和8年2月中に全応募者に通知します。

また、運営事業者に決定した者については、その名称と得点を、その他の応募者につ

いては名称はA、B、Cなどと記載のうえ、得点のみ、神奈川県のホームページにて公表します。

10 営業開始までのスケジュール

(1) 現地説明会の開催	令和8年1月22日（木）13時以降
(2) 応募書類の受付	令和8年2月2日（月）から2月6日（金）まで
(3) 応募書類の審査	令和8年2月上旬頃
(4) 選定結果の通知	令和8年2月下旬頃
(5) 使用許可手続・事業者工事	令和8年3月上旬頃
(6) 営業開始	令和8年4月以降を予定

11 その他の事項（選定後）

(1) 営業許可

運営事業者は営業開始日までに営業許可等の必要な許認可または届出を行なってください。許認可又は届出に係る費用は運営事業者の負担となります。

(2) 内装の工事等

使用許可場所について、内装工事の設計及び工事の実施に当たっては、K A A T神奈川芸術劇場及びN H K 横浜放送局との事前調整が必要となります。

また、営業開始後の修繕、模様替えその他の現状変更行為をするときは、事前に文書で神奈川県及びN H K 横浜放送局と協議を行わなければなりません。

(3) 転貸等の禁止

使用許可場所を他の者に転貸し、担保に供し、又は営業を委託し、若しくは名義貸し等をすることはできません。

(4) 店舗におけるBGM及び映像等の使用

店舗におけるBGM、映像等の使用については、合同施設の雰囲気に沿い、かつ公共施設であることを考慮したものとしていただくようお願いします。

(5) 原状回復

使用許可を受けた期間が満了するときは満了日までに、又は使用許可が取り消されたときは別途指定する期日までに、自己負担により速やかに使用許可場所を原状に回復し、返還していただきます。ただし、神奈川県及びN H K 横浜放送局が、原状回復をする必要がないと認めたときは、この限りではありません。

※ 使用料については、神奈川県及びN H K 横浜放送局が、使用許可場所の原状の回復を確認し、廃止届を受理する時点まで発生します。

(6) 業務の引き継ぎについて

施設の使用許可期間満了等により、次期運営事業者に業務を引き継ぐ場合は、円滑な引き継ぎにご協力願います。

(7) トイレの使用について

本店舗内にはトイレがありません。そのため、合同施設が開館している間は合同施設のトイレを使用できますが、合同施設閉館時はトイレが使用できません。

12 本募集に係る情報の提供

本募集に関する追加情報や主な質問に対する回答は、神奈川県のホームページにて提供します。

また、募集に関する重要な情報を提供する場合もありますので、応募する際には必ず下記の神奈川県のホームページに掲載されている情報についても確認してください。

また、応募に係る書式のダウンロードも次のページから行ってください。（神奈川県文化スポーツ観光局文化課においても入手できます。）

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/yi4/cnt/f500096/index.html>

13 K A A T 神奈川芸術劇場及びN H K 横浜放送局のホームページ

K A A T 神奈川芸術劇場及びN H K 横浜放送局に関する情報は、以下のホームページにて公開しています。

(K A A T 神奈川芸術劇場) <http://www.kaat.jp/>

(N H K 横浜放送局) <http://www.nhk.or.jp/yokohama/>

14 様式、資料等

様式1 神奈川芸術劇場及び日本放送協会横浜放送会館合同施設店舗運営事業者申込書

様式2 店舗運営企画書

様式3 営業・運営実績調書

(資料1) 平面図

(資料2) 区画概要書

(資料3) 工事区分

(資料4) 内装設計基準

(資料5) 電灯・動力盤仕様

15 問合せ先

問合せ等については、神奈川県文化スポーツ観光局文化課が代表して受け付けます。

住 所：〒231-8588 横浜市中区日本大通1

（執務室所在地：横浜市中区本町2丁目14番地 大同生命ビル11階）

電 話：045-285-0216（直通） F A X：045-210-8870

電話での問合せ時間：平日の8時30分から17時15分まで（12時～13時は除きます。）

ただし、N H K 横浜放送局に関することについては、下記において受け付けます。

（N H K 横浜放送局）

住 所：〒231-8324 横浜市中区山下町281

電 話：(045)212-2831 F A X：(045)212-5540

電話での問合せ時間：平日の9時30分から18時まで